

[審査基準]

以下の審査基準は、

- ① 清須市の一部、江南市、一宮市、稲沢市、あま市、津島市、愛西市、弥富市、大治町、蟹江町及び飛島村の11市町村に、
- ② 動力を用いて工業用に地下水を採取するための施設で、
- ③ 揚水機の吐出口の断面積が6cm²を超えるものを新規に設置する場合について示す。

工業用水法（抜粋）

— 前略 —

（許可の申請）

第四条 前条第一項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名及び住所
- 二 井戸の設置の場所
- 三 井戸のストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積

2 前項の申請書には、井戸の設置の場所を示す図面その他経済産業省令、環境省令で定める書類を添附しなければならない。

（許可の基準）

第五条 都道府県知事は、第三条第一項の許可の申請に係る井戸のストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積が経済産業省令、環境省令で定める技術上の基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

— 後略 —

技術上の基準

- ① ストレーナーの位置
地表面下10m以浅又は2,000m以深
- ② 揚水機の吐出口の断面積
19cm²以下